

平成28年度第3回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成28年6月10日(金)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分		閉会時間		14時18分	
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	庄倉 三保子	出席	10番	三嶋 國夫	出席
	2番	頼田 洋子	出席	11番	舩谷 永泰	出席
	3番	岡田 篤幸	出席	12番	秦野 俊美	出席
	4番	岩田 有司	欠席	13番	亀尾 和男	出席
	5番	植田 健	出席	14番	井田 憲美	出席
	6番	種 正明	出席	15番	井上 雅夫	出席
	7番	作野 英明	出席	16番	白川 透	出席
	8番	松川 徹	出席	17番	市川 春樹	出席
	9番	井上 武	出席	18番	恩田 一秀	出席
議事録署名委員	12番	秦野 俊美		13番	亀尾 和男	
出席吏員	事務局長 頼田 泰史 事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 田邊 操枝 総務課課長補佐 田村 誠					
傍聴人						

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	南部町農業委員会事務局職員の任免について
第2号	条例制定について
その他	平成28年度第4回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、平成28年度第3回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は、4番 岩田委員が欠席です。委員数18名中17名の出席です。農業委員会法第21条及び農業委員会会議規則第5条によりまして、出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長の挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	～省略～
	局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員： 12番 秦野 俊美 13番 亀尾 和男 書記： 田邊 操枝
4. 議事 議案第1号 南部町農業委員会事務局職員の任免につ	議長	議事に入ります。『議案第1号 南部町農業委員会事務局職員の任免について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第1号、南部町農業委員会事務局職員の任免について、平成28年5月20日付けの南部町職員人事異動により本会事務局職員を任免したので、農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により承認を求めま

いて		<p>す。平成 28 年 6 月 10 日、南部町農業委員会会長 恩田 一秀 田村 誠 農業委員会事務局勤務を解く。 農業委員会事務局長補佐の任命を解く。 南部町長 事務局へ出向を命ずる。 亀尾 憲司 農業委員会事務局職員に任命する。 農業委員会事務局勤務を命ずる。 局長補佐を命ずる。</p>
	議 長	<p>(辞令書交付) 本日は、田村課長補佐には同席してもらい、発言もお願いします。</p>
議案第 2 号 条例制定につ いて	議 長	『議案第 2 号 条例制定について』を上程致します。提案者から説明を求めます。
	局 長	<p>議案第 2 号条例制定について、改正された農業委員会等に関する法律が平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、「南部町農業委員会の選挙による委員の定数条例」を廃止し、新たに「南部町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」を制定するにあたり、以下のとおり各委員の数を決定して良いか承認を求めます。内容につきましては、局長補佐より説明をさせます。</p>
	局長補佐	<p>下の表について説明を致します。左側が現在の委員数です。公選 15 名、推薦 3 名の 18 名です。右側が本日提案させていただきます内容です。人数の提案をさせていただきます前に、少しでも制度の内容について触れさせていただきます。農業委員会等に関する法律によりまして、今までは農業委員さんは公選と推薦で選ばれていました。今後、新制度におきましては、農業委員さんにつきましては、市町村議会が同意し、町長が任命する。新たにできます農地利用最適化推進委員、以下、推進委員と及びしますが、推進委員の皆さんは農業委員会が委嘱をする制度に変わります。</p> <p>では、表右側の新委員数について説明をさせていただきます。農業委員数は 7 名です。推進委員については、“農地 100ha に 1 人の割合で配置できることとする”ということです。上限が 100ha に 1 人の割合と決まっています。口頭ですが南部町の状況を説明させていただきます。現在、農地台帳における農地の面積は、天津は ha、大国は ha、法勝寺は ha、上長田は ha、東長田は ha、手間は ha、賀野は ha となっています。これを単純に 100ha に 1 人の割合としますと、天津は 人となりますが、推進委員は 名と書いております根拠は、天津地区には農事組合法人が つあるということで 名としました。大国は 人となりますが、法人が つもないので 名としました。法勝寺は 人となりますが、農事組合法人が つあるということで 名としました。上長田は 人となりますが、この地域は今後農地の荒廃が予想されるため 名増の 名としました。東長田も同様に、推進委員は 人となり 名のところ、農地の荒廃が予想されますので 名としました。手間は 人が基準ですが、農事組合法人が つあるということで 名としました。賀野の基準は 人ですが、ここは 1 農家あたりの農地面積が他の地域に比べて広いという地域事情もありますので 名としました。推進員につきましては、推薦や公募で決まってくるのですが、農業団体から 名の女性委員の推薦を設定させて頂こうかと考えています。以上、提案をさせていただきます。</p>

	議 長	提案者より、書面と口頭での説明がありました。議案第 2 号につきまして質疑を受けます。
		(質問、意見なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	はい。
第 4 回農業員 会総会の日程 について	議 長	平成 28 年度第 4 回南部町農業委員会総会は、平成 28 年 7 月 8 日 (金) に開催致します。
その他	作野 幹事長	～省略～
	議 長	最近、相続権を放棄され、家、山、農地が荒廃するという問題が起きています。前局長補佐も弁護士や県の経営支援課に研修をお願いしましたが、いずれも断られました。今度は亀尾局長補佐が裁判所に研修のお願いをしています。
	局長補佐	相続放棄をされた場合の対応についてというテーマで、できれば今日の総会で研修会を行いたかったのですが諸事情により本日の運びとなりませんでした。次回の 7 月 8 日の総会の日研修を行いたいと思います。裁判所に講師の派遣をお願いしています。
	議 長	皆様にもそのような知識を持って頂きたいと思います。南部町でも出てきています。
8、閉 会	議 長	これにて平成 28 年度第 3 回南部町農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。
備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。		